

■交付要綱 新旧対照表 (令和7年4月1日)

頁	新 (改正後)	旧 (現行)
1	<p>(略)</p> <p>(補助金の補助率及び限度額)</p> <p>第4条 補助金の補助率は、対象経費の <u>3/4</u> 以内とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、1名につき <u>300,000円</u> を限度とする。</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる事業期間は、交付申請した年の4月1日から翌年2月 <u>27</u> 日までとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>(補助金の補助率及び限度額)</p> <p>第4条 補助金の補助率は、対象経費の 1/2 以内とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、1名につき100,000円を限度とする。</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる事業期間は、交付申請した年の4月1日から翌年2月28日までとする。</p> <p>(以下省略)</p>
3	<p>(略)</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年度から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年度から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年度から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年度から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年度から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年度から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年度から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年度から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年度から適用する。</p>

■募集要項 新旧対照表 (令和7年4月1日)

頁	新 (改正後)	旧 (現行)
1	<p>(略)</p> <p>2 対象となる事業者 福島県建設工事等請負有資格業者名簿の土木工事及び舗装工事に記載されている企業のうち、新たに大型自動車免許及び大型自動車特殊免許を必要とする除雪作業に従事するオペレーター (<u>令和7年4月1日</u>時点で55歳以下)を対象とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 対象となる事業者 福島県建設工事等請負有資格業者名簿の土木工事及び舗装工事に記載されている企業のうち、新たに大型自動車免許及び大型自動車特殊免許を必要とする除雪作業に従事するオペレーター (令和6年4月1日時点で55歳以下)を対象とします。</p> <p>(以下省略)</p>
1	<p>(略)</p> <p>3 補助の内容 (1) 補助率 対象経費の <u>3/4</u> 以内 (2) 限度額 1名につき <u>3.0</u>万円とし、予算の範囲内で補助する。 (3) 補助の対象となる経費 <u>令和7年4月1日から令和8年2月27日</u>までの間に支出された次の①②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。</p>	<p>(略)</p> <p>3 補助の内容 (1) 補助率 対象経費の 1/2 以内 (2) 限度額 1名につき 10万円とし、予算の範囲内で補助する。 (3) 補助の対象となる経費 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に支出された次の①②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。</p>
2	<p>(略)</p> <p>5 募集期間 <u>令和7年4月1日(火)～11月28日(金)</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 募集期間 令和6年4月1日(月)～11月29日(金)</p> <p>(以下省略)</p>

■交付要領 ※変更なし